

平成 28 年 7 月 15 日

三重県議会議長 中村進一 様

会派名 草の根運動みえ
会派代表者 稲森 稔尚
質問者 稲森 稔尚

文 書 質 問 書

三重県議会基本条例第 14 条の 2 の規定に基づき、次のとおり文書による質問を提出いたします。

1 質問項目及び内容

1 「ヘイトスピーチ対策法」成立を受けた三重県の取組について

- ① 6 月 3 日に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ対策法」という。）の意義について、どのように評価しているか見解を伺う。
- ② ヘイトスピーチ対策法を受けて、県として県民への周知・啓発、相談体制、教育活動の実施をはじめ、より一層の積極的な取組が必要と考えるが見解を伺う。
- ③ ヘイトスピーチを繰り返している団体等への県有施設の使用許可について、「ヘイトスピーチ対策法」の趣旨を踏まえ、県としてどのような認識を持っているのか見解を伺う。

2 質問の趣旨及び理由

ヘイトスピーチ（憎悪表現）については、深刻な社会問題となっているところであるが、多文化共生や多様性を重視する三重県として、ヘイトスピーチ対策法の趣旨にのっとり、この問題に積極的に取り組むことが求められていると考え質問する。

3 回答を求める者

知事、教育長

